

産業保健



当センターでは、産業保健に関する様々な問題について、窓口又は電話・FAX・メール等で **無料** にて相談に応じております。寄せられた主なものを紹介いたしますので、お気軽にご相談下さい。

質問：労災保険で二次健康診断が無料で受けられると聞きましたが、どのような制度ですか。

回答 「二次健康診断等給付」という制度で、職場の定期健康診断等で異常の所見が認められた場合に、脳血管・心臓の状態を把握するための二次健康診断及び脳・心臓疾患の発症の予防を図るための特定保健指導を、無料で受けることができます。

○ 受診対象者

一次健康診断の結果において、次のすべての検査項目について、「異常の所見」があるとされた方

- ①血圧検査 ②血中脂質検査 ③血糖検査 ④BMI（肥満度）の測定

なお、一次健康診断の担当医師により、4つの検査において異常なしの所見と診断された場合であっても、労働安全衛生法に基づき事業場に選任されている産業医等が、就業環境等を総合的に勘案し、異常の所見が認められると診断した場合には、産業医等の意見を優先して、異常の所見があるとみなします。

※労災保険制度に特別加入されている方及び既に脳・心臓疾患の症状を有している方は対象外となります。

○ 給付の内容

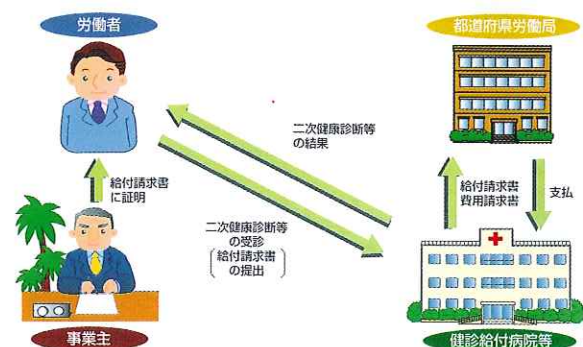
1 二次健康診断

- ①空腹時血中脂質検査
②空腹時血糖値検査
③ヘモクロビンA1c検査
④負荷心電図検査又は胸部超音波検査（心エコー）
⑤頸部超音波検査（頸部エコー検査）
⑥微量アルブミン尿検査

2 特定保健指導

- ①栄養指導 ②運動指導 ③生活指導

○ 二次健康診断等給付の支給の流れ



「健診給付病院等」は、当センターホームページの「お役立ち情報」の「労災保険二次健康診断等指定医療機関名簿」をご覧ください。

詳しくは、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）をご覧ください。青森労働局、最寄りの労働基準監督署におたずね下さい。